

お知らせ 特定健診のお知らせ

特定健診は、生活習慣病の発見と重症化の予防のための健診です。国民健康保険加入者には、「特定健診受け得キャンペーン」を実施していますので、これを機に特定健診を受けましょう。7月には集団健診を行います。年に1度の健康チェックにご利用ください。

【集団健診】

対象者

30歳～74歳の国民健康保険加入者、後期高齢者医療の人（一部の国保以外の被扶養者の人も町の集団健診を受診することができますが、その場合は、必ず保険者発行の特定健康診査受診券と健康保険証が必要です。）

場 所 町総合福祉保健センター 美郷

受診期間 以下のとおり

期日	時間	8時30分～9時30分	9時30分～11時
7月17日(水)		畑ヶ田、上大町、本町、下大町、港町	大谷口、中通、花宮町、寿町、本通、宮浦町
7月18日(木)		小通、下湯、道金町、杉谷、寺口、新町、磯路町	泉町、昭通、恵比須町、大黒町
7月19日(金)		旭町、栄町、中島、千場	高砂町、京ノ尾、浦川内、不動寺、神山
7月20日(土)		予備日(地区指定はありません。上記日程で都合がつかれない人など。)	

受診料 500円(ただし70歳以上は無料)

※混雑を避けるため、対象地区の受付時間を分けていますが、指定された日・時間以外にも受診できます。

【個別健診】

40歳以上の人は、佐賀県内の指定医療機関でも受診することができます。武雄椎島地区内の指定医療機関一覧表を健診受診券配布時に同封しています。

指定医療機関での受診期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

受診料 1,000円(ただし70歳以上は無料)

【集団健診・個別健診の共通事項】

持参品 健康保険証、受診券、受診票(問診票)、採尿容器、健康手帳、おくすり手帳

その他

- 健康ポイント事業の対象事業となります。事前に申込みをし、ポイントカードを受け取ってください。300ポイントが付与されます。
- 集団健診当日は、車による送迎にも対応します。
- 受診される際、体調不良の時は、健診受診をご遠慮ください。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 保険証と認定証の更新について

国民健康保険・後期高齢者医療保険証の更新

新しい被保険者証【国民健康保険(藤色)】【後期高齢者医療保険証(桃色)】を7月中に簡易書留で郵送します。現在使用されている被保険者証は7月31日(水)までの有効期限ですので、8月以降は新しい保険証をご使用ください。新しい被保険者証が届きましたら、開封して確認をお願いします。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

現在使用されている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(水)までとなっています。新しい認定証は後期高齢者医療被保険者証と一緒に簡易書留で郵送します。

※国民健康保険被保険者は8月以降、申請が必要です。ただし、マイナ保険証を利用の場合は申請不要です。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 1等は3万円の商品券！ 特定健診受け得キャンペーンのお知らせ

特定健診を受診された人を対象に、総勢121人に商品券が当たる「特定健診受け得キャンペーン」を令和6年度も引き続き実施します。

さらに、健康増進努力賞として健診結果が良好な人や生活習慣病を中断せずに継続して治療されている人、特定保健指導の対象とならない人、特定健診を2年連続受診した人の中からも抽選で10人に1万円分の商品券が当たるダブルチャンス!!

これを機にぜひ特定健診を受診しましょう。

対象者

30歳～74歳の国民健康保険に加入されている人で、令和6年度中に大町町が発行する特定健診受診券または30代健診受診券を利用して受診した人。または、大町町国民健康保険人間ドック助成事業を利用して人間ドックを受診した人。

応募方法

特定健診受診券に同封されている応募用紙を下記へ提出してください。

- 特定健診集団健診会場(※健診当日のみ)
- 町民課窓口の応募箱に投函

応募期限 令和7年3月31日

賞品

●受け得キャンペーン

	賞品	当選者数
1等	30,000円分の商品券	1人
2等	10,000円分の商品券	10人
3等	5,000円分の商品券	20人
4等	3,000円分の商品券	30人
5等	1,000円分の商品券	50人

●健康増進努力賞

	賞品	当選者数
健診結果が良好な人や 特定健診を2年連続受診した人	10,000円分 の商品券	10人

※抽選および当選者の発表は令和7年5月に実施します。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和6年度の免除申請の受付は7月1日から開始され、令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います。マイナポータルからの電子申請もできます。

※前年所得が一定額以下の人が対象となりますので、申請されたすべての人が該当するとは限りません。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114